

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月19日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第26号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職		組織		職	
略		略		略		略	
教育委員会事務局及び教育機関	教育機関	略		教育委員会事務局及び教育機関	教育機関	略	
		高等学校	鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校及び米子西高等学校（以下「鳥取東高等学校等」という。）の校長			高等学校	鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、 <u>鳥取商業高等学校</u> 、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校及び米子西高等学校（以下「鳥取東高等学校等」という。）の校長
略		略		略		略	

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。